

## 国土交通省所管独立行政法人の見直し当初案整理表等

### ● 都市再生機構

見直し当初案整理表 ..... P. 1

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ..... P. 14

前回の「勧告の方向性」のフォローアップ ..... P. 15

### ● 奄美群島振興開発基金

見直し当初案整理表 ..... P. 17

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ..... P. 29

前回の「勧告の方向性」のフォローアップ ..... P. 31



I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表（案）

法人名		独立行政法人都市再生機構			府省名	国土交通省	
沿革		昭和30年 7月 日本住宅公団 設立 昭和56年10月 住宅・都市整備公団 設立（日本住宅公団と宅地開発公団（昭和50年9月設立）を統合） 平成11年10月 都市基盤整備公団 設立 平成16年 7月 独立行政法人都市再生機構 設立（都市基盤整備公団と地域振興整備公団（昭和49年8月設立）の地方都市開発整備部門を統合）					
中期目標期間		第1期：平成16年7月～平成20年度 第2期：平成21年度～平成25年度					
役員数及び職員数 （平成25年1月1日現在） ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	非常勤職員	
		13人（3人）	13人（3人）	0人（0人）	3,475人	62人	
年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	105,378	40,658	33,359	32,843	37,672	32,395
	特別会計	8,765	1,628	1,413	1,837	1,133	332
	計	114,143	42,286	34,771	34,679	38,805	32,727
	うち運営費交付金	-	-	-	-	-	-
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	114,143	42,286	34,771	34,679	38,805	32,727
	うち政府出資金	52,100	-	-	-	-	3,000
支出予算額の推移 (単位：百万円)		2,228,127	2,465,166	2,168,607	2,541,239	2,126,118	2,203,472
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		△349,583	△305,061	△260,298	△211,000		
発生要因		地価下落等の影響を受け、主にニュータウン事業及び既成市街地整備等に係る保有地において含み損が発生したことにより、当機構設立時の開始バランスシートにおいて、約7,288億円の繰越欠損金が生じたため、平成30年度末までの繰越欠損金解消に向けた経営改善計画を策定した。経営改善計画に基づく販売努力やコスト削減の実施に加え、財政投融資の繰上償還の効果もあり、平成24年度末時点において、設立時の約30%にあたる2,110億円まで削減。					
見直し内容		平成30年度末までの繰越欠損金解消がより着実なものとなるよう、第3期中期計画の策定と併せて経営改善計画の見直しを行う。					

運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	-	-	-	-		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	68,457	68,174	21,588	24,371		
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	平成 21・22 年度はリーマンショック以降の景気低迷により、680 億円を超える行政サービス実施コストであったが、平成 23・24 年度は、経営改善計画に基づく販売努力や市況の回復により 200 億円台まで削減。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 24 年度実績)	<p>○ 業務運営評価 (実施状況全体) は「A」(中期目標の達成に向けて着実な実施状況) との評価 (平成 25 年 7 月 30 日都市再生機構分科会時点)。</p> <p>○ 業務運営の効率化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員数の削減 現中期計画では、平成 20 年度末の 4,000 人体制から平成 25 年度末までに常勤職員数を 2 割削減することとされているが、平成 24 年度末時点で 3,373 人まで削減。</li> <li>・ 一般管理費・事業費の削減 一般管理費・事業費ともに、現中期計画では平成 20 年度と比較して平成 25 年度までに 20%削減することとされている。一般管理費は、平成 23 年度に 2 年前倒しで目標を達成し、平成 24 年度は 20.3%削減。事業費については平成 24 年度は 17.8%削減。</li> <li>・ 組織内カンパニー制度の導入 機構を業務目的に対応した組織とし、透明性の高い経営を実現するため、平成 23 年 7 月より賃貸住宅部門、都市再生部門及びニュータウン部門の区分を明確化し、これら 3 部門をそれぞれ財務と統治の単位とする組織内カンパニー制度を導入した。 また、組織内カンパニー制度の導入に併せてガバナンスの強化を図るため、カンパニー毎に執行責任者 (理事) を置き、権限と執行責任を明確にした上で業務管理及び財務管理を徹底し、効率的な組織運営を徹底するとともに、機構の財務・事業情報を開示した。</li> <li>・ 関係法人の利益剰余金の還元 現中期計画に従い、日本総合住生活株式会社から平成 21 年 6 月に 124 億円の利益剰余金の金銭寄付を受けた。 加えて、関係会社及びその株主等と協議を行い、平成 25 年 3 月に 8 社から 40 億円、平成 25 年 6 月に 3 社から 100 億円、計 140 億円の利益剰余金の返納を受け、繰越欠損金の解消、震災復興支援等に充当。</li> <li>・ 関係法人の随意契約の見直し 平成 25 年度までとしていた競争性のある契約への移行を前倒しし、平成 22 年度までに移行を完了した。</li> </ul>					

- ・ 繰越欠損金の削減

平成 30 年度末までの繰越欠損金解消に向けて、経営改善計画に基づく収益力の維持・向上やコスト削減を実施し、平成 24 年度末時点において、設立時の約 30%にあたる 2,110 億円まで削減した。

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

<b>法人名</b>	独立行政法人都市再生機構			<b>府省名</b>	国土交通省	
<b>事務及び事業名</b>	賃貸住宅事業					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	賃貸住宅ストックの維持管理及び建替え・リニューアルによる再生・再編を実施。					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	1,317,103	1,250,521	1,239,877	1,256,747	1,302,097
	<b>国からの財政支出額</b>	11,236	7,210	13,429	11,591	23,858
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	1,545人	1,559人	1,503人	1,426人	-
	非常勤	0人	5人	34人	45人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>賃貸住宅部門に係る資産・負債の圧縮を図るため、民間の資金・ノウハウも活用し、既存の賃貸住宅ストックの収益力を維持・強化するとともに、コスト削減など業務の効率化を図る。個々の団地毎の状況を踏まえ、需要動向に応じて賃貸ストックの圧縮に取り組む。</p> <p>一方、UR賃貸住宅に求められる住宅セーフティネットとしての役割への重点化を図る観点から、高齢者が大幅に増加する大都市郊外等において、超少子高齢社会におけるライフスタイル、まちづくりのモデルとしてUR団地を地域の福祉拠点化するため、PPP手法など民間の資金・ノウハウも活かして、自立高齢者向け住宅の提供や医療施設・福祉施設の導入の供給促進、子育て支援策によるミクストコミュニティの形成など政策的な要請への対応を図る。</p>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>機構は、「住生活基本法」(平成18年法律第61号)や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)において、高齢者や子育て世帯等、民間賃貸住宅による供給が十分でない政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割への重点化を図ることとされ、UR賃貸住宅はその一翼を担う公的賃貸住宅の一つとして位置付けられている。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を受けて、平成19年末に「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定し、居住者の居住の安定を確保しつつ、地域及び団地毎の特性に応じた再生・再編を進めるなど、政策目的に沿った事業・業務を推進しているところ。</p> <p>特に、都市の急速な高齢化に対応して、新たなライフスタイルやまちづくりのあり方を示すことは国家的課題であり、超少子高齢社会における住宅セーフティネットの担い手として、団地の地域福祉拠点化、医療・介護・生活支援等のサービス提供、子育て世帯の入居促進によるミクストコミュニティ実現等に向けて先導的な役割を果たしていくことが必要。</p>					

	こうした政策的な要請に対応した事業・業務を遂行するとともに、自律的な経営の下で業務の効率化や収益力の向上により、財務体質の強化を図りつつ、国民共有の資産を預かる経営主体としての責務を果たす観点からも、経営改善を着実に実施する必要がある。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	—

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

<b>法人名</b>	独立行政法人都市再生機構			<b>府省名</b>	国土交通省	
<b>事務及び事業名</b>	都市再生事業					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	民間事業者、地方公共団体と役割分担しながら、大規模な基盤整備を伴う事業、密集市街地整備及び地方都市等の中心市街地の活性化など、政策的意義の高い都市再生を実施。					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	280,118	183,254	175,161	127,408	168,435
	<b>国からの財政支出額</b>	19,174	16,571	9,801	9,139	8,870
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	779人	694人	613人	542人	-
	非常勤	0人	0人	8人	7人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	都市の国際競争力強化や防災性向上、地域活性化など政策ニーズが高いが民間事業者や地方公共団体だけでは担えない分野について、リスク分散と収益性向上を図りつつ、民間都市再生事業の支援を行うとともに、地方公共団体との役割分担を徹底し、機構としての最低限の採算性を確保しつつ、地方公共団体のまちづくり支援・補完を行う。					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>大都市においては、都市の国際競争力の向上のため、社会経済情勢の変化に対応した都市の再構築が必要である。また、地方都市等においては、持続可能な地域づくりに向け、居住と経済活動の場としての機能を確保できるよう、コンパクトシティの実現を目指し、都市構造のリノベーションを推進することが必要である。</p> <p>さらに、災害時に大きな被害が想定される密集市街地等においては、国民が安全に安心して暮らせるよう、地域の防災性を高めるまちづくりを加速する必要がある。</p> <p>これらの都市再生の推進に当たっては、多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得や公共施設整備等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク等が隘路となっており、民間事業者の事業意欲を減退させ、民間事業者による事業実施領域の拡大が進まない状況となっている。</p> <p>このため、基本構想の立案、事業計画の策定や関係者間の調整、事業化リスクの低減等のコーディネート業務や基盤整備をはじめ、各種事業制度を活用した都市再生事業の実施を通じて、都市再生における先導的な役割を果たしつつ、民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業の支援やまちづくりに係るノウハウ・人材等が不足する地方公共団体のまちづくり支援及び補完を行う必要がある。</p>					



行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	—
---------------------------------	---

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人都市再生機構			府省名	国土交通省	
事務及び事業名	ニュータウン整備事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	ニュータウン整備事業の計画的な工事、及び宅地の供給・処分（経過業務）。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	864,726	732,364	1,107,022	624,144	582,808
	国からの財政支出額	11,876	10,990	11,020	18,075	0
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	852人	799人	691人	633人	-
	非常勤	0人	7人	18人	21人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	徹底したコスト削減など収益の改善に取り組みながら、地価動向等の市場環境にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組みを促進。					
上記措置を講ずる理由	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に定められた措置を引き続き実施。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業収束に伴う業務費用の減少					

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

<b>法人名</b>	独立行政法人都市再生機構			<b>府省名</b>	国土交通省	
<b>事務及び事業名</b>	特定公園施設の管理事業					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	国営公園内における特定公園施設（利用について料金を徴収する有料公園施設）の管理を実施（経過業務）。					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	3,219	2,468	3,392	1,408	1,192
	<b>国からの財政支出額</b>	0	0	0	0	0
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	14人	14人	14人	13人	-
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進。					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に定められた措置を引き続き実施。					
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	事業収束に伴う業務費用の減少					

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人都市再生機構				府省名	国土交通省	
事務及び事業名	東日本大震災からの復興に係る事業						
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、地方公共団体からの委託又は要請に基づき、面整備、災害公営住宅の建設等の復興事業を実施。						
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)	
	支出予算額	-	-	15,787	116,411	148,941	
	国からの財政支出額	-	-	430	0	0	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	-人	-人	150人	252人	-	
	非常勤	-人	-人	0人	0人	-	
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	復興事業が本格化する中で、引き続き復興支援に必要な人員の確保を図りつつ、コミュニティの再生・維持に配慮したまちづくりを進める等の観点から地方公共団体等と十分連携し、執行管理の徹底に努め、復興事業の迅速かつ着実な施行を実施する。						
上記措置を講ずる理由	東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため。なお、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)においても、復興の加速に取り組むこととされているところ。						
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	—						

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人都市再生機構		府省名	国土交通省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	超少子高齢社会の対応や震災復興事業等の政策目的を効率的かつ効果的に達成するため、選択と集中による組織・人員体制の適正化を図る。	経過措置業務の縮小に伴い、当該事業に係る事務所等の組織体制を順次縮小する。	引き続き以下の事項を推進する。 ・賃貸住宅部門、都市再生部門及びニュータウン部門の区分を明確化し、これら3部門をそれぞれ財務と統治の単位とする組織内カンパニー制を導入する。 ・各カンパニーごとに執行責任者を置き、業務管理・財務管理を徹底する。	設立時より特定独立行政法人以外の独立行政法人である。
上記措置を講ずる理由	国の政策に係る持続可能な政策実施機能の向上を図るため。	業務の縮小に伴い所要の措置を講じるもの。	「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」(平成23年7月1日国土交通省)に基づき、機構を事業目的に対応した組織とし、透明性の高い経営を実現することを目的として、所要の措置を講じているもの。	

#### IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人都市再生機構		府省名	国土交通省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	
<p>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>引き続き以下の事項を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長の下に置かれる各理事について、株式会社の取締役の仕組みにならって、担当分野の業務を効率的に執行し、最小のコストで最大の成果が得られるよう権限と執行責任を明確化する。</li> <li>・ 機構の重要な意思決定においては、株式会社の取締役会の仕組みにならって全役員で構成される理事会での審議を経ることとし、株式会社の意思決定の機能を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当機構においては、真にやむを得ないものを除き、全ての契約について競争入札への移行を完了している。</li> <li>・ 引き続き、入札及び契約手続きにおける透明性の確保、不正行為の排除の徹底を図る。</li> </ul>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮した上で、目標水準、目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」(平成23年7月1日国土交通省)に基づき、機構のガバナンスの強化を図ることを目的に所要の措置を講じているもの。</p>	<p>入札及び契約手続きの適正化を図ることを目的に措置を講じているもの。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、給与水準について、国民の理解と納得が得られるものとするため。</p>	

法人名	独立行政法人都市再生機構	府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し	官民競争入札等の導入	繰越欠損金の解消
<p><b>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）</b></p>	<p>資産の有効活用の観点から、金融・不動産市場の状況の変化を踏まえ、機構経営に及ぼす影響についても留意しつつ、収益性の低い資産を処分するとともに、収益性の高い資産に重点的に投資する。</p>	<p>以下の業務について、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づく民間競争入札により決定した事業者による業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅入居者募集業務（H24. 7～H27. 6）</li> <li>・UR-NET の運用支援に関する業務（H29. 4～H34. 3）</li> </ul>	<p>機構設立時に都市基盤整備公団及び地域振興整備公団より承継した資産の時価評価により発生した繰越欠損金（平成 24 年度末時点で約 2,110 億円）について、平成 30 年度末までに解消する。</p>
<p><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p>独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき措置を講じるもの。</p>	<p>公共サービス改革基本方針に基づき措置を講じるもの。</p>	<p>新たな国民負担発生回避のため措置を講じるもの。</p>

# 主務省の政策体系における事務及び事業の位置付け

## ・賃貸住宅事業

政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

## ・都市再生事業

政策目標4 水害等災害による被害の軽減

施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する

政策目標7 都市再生・地域再生の推進

施策目標25 都市再生・地域再生を推進する

## ・ニュータウン整備事業

政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

## ・特定公園施設の管理事業

政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

※ 東日本大震災からの復興に係る事業について

震災復興に係る事業については、国土交通省の政策体系上特段に区分した整理は行われていない



V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 25 年8月現在)

国土交通省所管(2法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
1	都市再生機構 (19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市再生事業について、事業手法選択の妥当性等を検証するための基準の策定、実施事業の同基準への適合の検証、検証結果の外部有識者による評価の実施及び評価結果の公表</li> </ul>	① <ul style="list-style-type: none"> <li>● 機構施行としての事業実施等の基準を定めた「都市再生事業実施に係る基準について」(平成 20 年 3 月 28 日付)を策定し公表した。また、平成 23 年度には、都市再生事業の更なる明確化を図った新たな都市再生事業実施基準を策定し、業務方法書に位置付けて施行した(平成 23 年 4 月 21 日付改正)。</li> <li>● 平成 20 年度より、上記基準に基づき、事業実施等にあって、事業評価監視委員会に当該基準への適合検証結果を報告し、同委員会は、検証結果について評価を行うとともに、評価結果をホームページに公表することとしている。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給は、原則、行わない</li> </ul>	① <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「独立行政法人都市再生機構業務方法書」(平成 20 年 3 月 31 日認可)において規定し、また、平成 23 年度には、新たに策定した都市再生事業実施基準においても規定することにより、市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給は、原則行わないこととしている。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえた賃貸住宅の供給に重点化、賃貸住宅の再編計画の策定</li> </ul>	① <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、子育て世帯等への賃貸住宅の供給の重点化を図るため、平成 20 年 9 月から、新築住宅入居者募集について当選優遇倍率を 10 倍から 20 倍に拡充するとともに、平成 20 年 12 月から、空家入居者募集について優先受付期間を設定している。</li> <li>● 平成 19 年 12 月 26 日に、UR 賃貸住宅のストックの状況や社会構造の変化を勘案し、将来にわたり国民共有の</li> </ul>

				<p>貴重な財産として再生・再編するため、平成 30 年度までの方向性を定める「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定し、公表。</p> <p>その後、毎年、「UR 賃貸住宅ストック個別団地類型（案）一覧」を更新し、公表している。</p>
		<p>● 関連公益法人（（財）住宅管理協会）の組織形態の見直しによる透明性の確保</p>	②	<p>● 公益法人制度改革三法の施行（平成 20 年 12 月）により、現行の公益法人については、平成 25 年 11 月までに新たな法人に移行又は解散する必要がある、同協会については、機構のガバナンスを強化するとともに、連結決算の実施による経営の透明化及び効率的な業務遂行を図ることを目的として、再編することとする。</p>
		<p>● 関連会社等との随意契約について、原則、すべて競争性のある契約方式に移行</p>	①	<p>● 関係法人との随意契約については、平成 22 年度をもって原則全て競争性のある契約方式への移行を完了済みである。</p>

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表（案）

法人名		独立行政法人 奄美群島復興開発基金			府省名	国土交通省、財務省	
沿革		昭 30.9 奄美群島復興信用保証協会 → 昭 34.3 奄美群島復興信用基金（改称・融資業務追加）→ 昭 39.4 奄美群島復興信用基金（改称）→ 昭 49.4 奄美群島復興開発基金（改称）→ 平元.4 出資業務追加 → 平 16.10 独立行政法人奄美群島復興開発基金 → 平 18.3 出資業務廃止					
中期目標期間		平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日					
役員数及び職員数 (平成25年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人 (2 人)	2 人 (0 人)	2 人 (2 人)	19 人		3 人
年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	—	—	—	—	—	—
	特別会計	300	200	200	200	200	200
	計	300	200	200	200	200	200
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	300	200	200	200	200	200
	うち政府出資金	300	200	200	200	200	200
支出予算額の推移 (単位:百万円)		3,400	3,296	3,014	3,062	2,908	2,928
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		△5,055	△5,201	△5,767	△5,737		
(単位:百万円)	発生要因	繰越欠損金は、多くが独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な引当金の計上等により生じたものである。					
	見直し内容	審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、国家公務員給与構造改革及び国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に準じた一般管理費の削減等により財務内容の健全化を進め、単年度収支の改善・繰越欠損金の早期削減に努めることとしている。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		—	—	—	—		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		235	346	726	63	(見込み) 67	(見込み) 66
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		審査の厳格化、債権管理の徹底強化及び一般管理費の削減等による収支改善を図り行政サービス実施コストの改善に繋げることとしている。					

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 24 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、年度計画（対 20 年度計画比で 12%以上削減）を上回り 15.4%の削減となった。</li> <li>・ 人件費（退職手当等を除く。）については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直し等により、年度計画（対 17 年度比で 7%以上に相当する額を削減）を大幅に上回り 19.0%の削減となった。 ※平成 24 年のラスパイレス指数は 96.2 と国家公務員と比し低い水準となっている。</li> <li>・ 保証業務の標準処理期間を 6 日に設定し、その期間内に案件の 8 割以上を処理する計画に対し、標準処理期間内に処理を行った割合は、95.0%となった。</li> <li>・ 融資業務の標準処理期間を 9 日に設定し、その期間内に案件の 8 割以上を処理する計画に対し、標準処理期間内に処理を行った割合は、99.2%となった。</li> <li>・ 保証業務において、求償権回収率を 7.6%以上に向上させること等により 24 年度末におけるリスク管理債権の割合を 35.5%以下に抑制するとされていたところ、求償権回収率は 6.0%であり、リスク管理債権額は計画と比し減少したものの保証残高の減少傾向が続いたこともあり、リスク管理債権割合は 51.2%となり計画の達成は難しい状況。</li> <li>・ 融資業務において、リスク管理債権回収率を 9.3%以上に向上させること等により 24 年度末におけるリスク管理債権の割合を 40.0%以下に抑制するとされていたところ、リスク管理債権回収率は 10.9%と計画を達成し、リスク管理債権額は計画と比し減少したものの融資残高の減少傾向が続いたこともあり、リスク管理債権割合は 54.0%となり計画の達成は難しい状況。</li> <li>・ 24 年度収支計画において、計画では純利益 22 百万円のところ、決算は 30 百万円と計画を上回った。</li> </ul>
---	--

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

<b>法人名</b>	独立行政法人 奄美群島振興開発基金	<b>府省名</b>	国土交通省、財務省			
<b>事務及び事業名</b>	保証業務、融資業務					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>○保証業務 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証</p> <p>○融資業務 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け等</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	3,296	3,014	3,062	2,908	2,928
	<b>国からの財政支出額</b>	200	200	200	200	200
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	18人	18人	19人	18人	-
	非常勤	5人	5人	3人	3人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p><b>1. 融資・保証業務</b></p> <p><b>(1) 審査の強化、債権管理の徹底等</b> 延滞債権及び代位弁済を減らすため、事業計画立案段階から事業者に対して助言・指導を行い、安定した事業活動を支援するとともに、理事長を含めた審査委員会で全ての案件を審議する体制を維持しつつ、更なる審査内容の充実・強化を図る。さらに、期中管理の徹底や、費用対効果を踏まえた法的手続きを実施し債権回収の強化を図るなど債権管理業務を徹底する。</p> <p><b>(2) 業務内容の周知及び地元産業界への情報提供等</b> 業務内容の周知を一層図ることにより、潜在的な利用事業者を発掘するとともに、保証については、一般の金融機関の融資の呼び水となり、十分な資金供給がなされるよう、事業者及び一般の金融機関に適切な情報提供、助言等を行う。</p> <p><b>(3) 奄美経済情勢の実情にあった条件設定</b> 地元自治体及び奄美基金に寄せられる要望・意見を参考に、全国規模の政策金融機関では対応困難な地域の特性に応じた融資・保証の限度額等の条件設定を、財務状況への影響を十分勘案した上で、検討する。</p> <p><b>2. 融資と保証の連携業務</b> 融資と保証を共に自ら行い得るという特性を活かし、一般の金融機関との連携も強化して、事業者の状況を継続的に把握する取組みを更に強化する手法を検討する。</p>					

### **3. 融資・保証を効果的に機能させるための関連業務**

#### **(1) 事業者に対する情報提供業務の強化**

日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、民間金融機関などが有する知見も活用し、事業者に対する情報提供業務の更なる強化を検討する。

#### **(2) 地域に根ざした優位性を活かす取組みの拡大**

奄美群島内に職員が駐在し、事業者と「フェイス・トゥ・フェイス」のコミュニケーションを通じ原情報に直接接しうるとともに、奄美基金側の取組みについての発信も可能であるという特性をさらに活かす方策を検討する。

#### **(3) 地元自治体が行う産業振興への助言**

地元自治体が企業誘致等の産業振興を進める際には、奄美基金が融資・保証業務を通じて蓄積してきた知見・ノウハウを活用し、誘致企業の事業計画、資金計画の妥当性（内容、規模等）について助言を行うことを検討する。

### **4. 繰越欠損金の解消**

#### **(1) 延滞債権等の発生防止**

融資・保証業務の審査にあたっては、地元自治体や事業団体等との情報交換を緊密に行い、債権の安全性の確保を行うなどの方策を検討する。

事業者が適切な将来予測のもとで事業計画を策定するよう、定期的に事業者向けのセミナーを企画・開催する。

また、業務全般の可視化、自己査定における債務者区分毎の管理方策の策定等により、業務の効率性を向上させ期中管理の強化を図る。

さらに、融資・保証を実施する際には、適切かつ効果的な債権保全（保証人の協力、将来価値を見込んだ担保設定、事業資産等の動産担保設定等）の検討に努め、リスクに対する多様な備えを行うことで、新たな延滞債権等の発生を防止する。

#### **(2) 既存のリスク管理債権の削減**

期中管理の徹底等の債権管理のプロセスの見直し及び効果的な法的措置の実施により回収強化を図るとともに、費用対効果を考慮しつつ、債権回収会社制度の活用を検討する。

また、回収の可能性があるリスク管理債権として引当金を積んでいるものは、事業者に対し適切な助言や経営指導を行い、債権の正常化を図る。

#### **(3) 質を伴った融資・保証の充実**

	<p>高付加価値農業への移行のための支援、成長の厳しい業種から農業や観光への事業転換のための支援、法改正に伴い重点的に振興する分野（農業、観光、情報通信）に対する事業拡大・新規事業参入のための支援等を検討する。</p> <p>また、これらの取組みにあたっては、奄美群島の特性、事業者の実情や財務状況等を十分把握しつつ、適切な条件の設定を検討する。</p> <p><b>（４）当面の目標と進捗管理</b></p> <p>当面は、現下の独立行政法人会計基準の下で着実に単年度利益を連続して計上することを目標とする。</p> <p>また、可能な限り早期の解消に努めるとともに、計画管理として中期的な取組みを段階的に積み重ねる方式で繰越欠損金解消計画を策定し、その進捗を奄美基金自ら点検すると同時に、主務省も確実に計画の進捗状況の評価を行える仕組みとする。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>奄美群島の経済情勢、金融の実態を元に奄美群島振興開発審議会の下に「奄美群島振興開発基金のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、奄美群島の振興開発に必要な政策金融のあり方等について議論を行ったところ、奄美群島内の事業者は、経営規模の零細性等から、信用力・担保力が低い状態となっていること等から、奄美群島内の中小零細事業者への資金需要に応え、奄美群島の自立的発展に向け、諸産業の育成・振興を図っていくためには、奄美群島における一般の金融機関を補完・奨励する政策金融の以下のような機能が引き続き必要との結論に至った。</p> <p>【奄美群島の振興開発の促進にあたり必要な政策金融の機能】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者の業種、規模等の特性に応じて資金を安定的に供給</li> <li>② 地域に密着したきめ細かな助言・指導</li> <li>③ ステークホルダーである地元自治体（鹿児島県、市町村）との連携</li> </ol> <p>これに加え、繰越欠損金の解消するためには、資金需要を掘り起こし、残高を増加させる必要もあることから、審査の強化、債権管理の徹底とともに、地元自治体や事業者に密着したコンサルティング機能の強化が提案された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「廃止又は民営化した場合の問題点」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奄美群島の経済情勢等を鑑みると、奄美群島の自立的発展には、一般の金融機関を補完・奨励する政策金融の機能が重要な状況にあり、廃止した場合は、奄美群島の振興開発において重大な支障をきたす。</li> <li>・ 中小零細事業者の育成を図るべく、一般の金融機関では、融資が困難な信用力・担保力が低い中小零細事業者への保証、一次産業への融資を行う等、民間金融を政策金融で補完・奨励しているものであり、民営化出来る性質の組織ではない。</li> </ul> </li> <li>○ 「他法人等への移管・一体的実施をした場合の問題点」</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奄美群島において、同様な取組みを行っている法人は存在せず、奄美基金の他法人等への移管・一体的実施を行うことはできない。</li> <li>また、鹿児島本土には、保証業務を行う鹿児島県信用保証協会、融資業務を行う日本政策金融公庫が存在するが両機関とも奄美群島には出先機関がなく、奄美群島の振興開発を目的に設置された金融機関ではないことから、現在の奄美基金と同様の業務に取り組むことは困難であり、また、中小零細規模の事業者、新規事業者等を育成する観点を持って、地域に密着したきめ細かい対応を行うことは困難である。</li> </ul> <p>○ 「他の事務及び事業と統合した場合の問題点」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奄美基金の行っている保証業務と融資業務は、融資する主体が、民間金融機関と奄美基金とで明確に異なる業務であり、統合は不可能。</li> </ul> <p>【業務に関するデータ】</p> <p>保証業務：奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証</p> <p>23年度：135件 16億円（年度末残高：476件 47億円） リスク管理債権：37億円（53%）  24年度：121件 16億円（年度末残高：456件 48億円） リスク管理債権：35億円（51%）  25年度（計画） 20億円（年度末残高：— 48億円） リスク管理債権：—（34%）</p> <p>融資業務：奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け等</p> <p>23年度：111件 14億円（年度末残高：1,112件 66億円） リスク管理債権：36億円（55%）  24年度：137件 15億円（年度末残高：1,065件 64億円） リスク管理債権：35億円（54%）  25年度（計画） 24億円（年度末残高：— 76億円） リスク管理債権：—（39%）</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>審査の厳格化、債権管理の徹底強化及び一般管理費の削減等による収支改善を図り行政サービス実施コストの改善に繋げることとしている。</p>



### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人 奄美群島振興開発基金		府省名	国土交通省、財務省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	引き続き、独立行政法人の形態で業務を行うことが必要。	2カ所の現場事務所（徳之島事務所、沖永良部事務所）については現状を維持することが必要。	現在の職員数を維持しつつ、職員の能力向上を促進することが必要。	措置済み。
上記措置を講ずる理由	奄美群島の振興開発の促進に必要な政策金融の機能は、 ① 事業者の業種、規模等の特性に応じて資金を安定的に供給 ② 地域に密着したきめ細かな助言・指導 ③ ステークホルダーである地元自治体（鹿児島県、市町村）との連携との結論が奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ（平成25年3月）において出されており、これに対応するためには、現在の形態で、地元に対し、きめ細かく対応していくこととしている。	奄美群島が大きくは5つの離島で構成されている事情から、地域に密着した、きめ細かな政策金融業務を図る上で、両現場事務所は不可欠である。なお、必要最低限の人員配置により運営を行っており、効率的な運営の確保を行っている。	奄美群島の振興開発の促進に必要な政策金融の機能に対応していくには、組織の設置目的を意識すると共に、業務の効率性の向上やコンプライアンスの強化、人材育成が課題であり、現在の職員数の中での効率化等を検討しているところ。	—

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人 奄美群島振興開発基金	府省名	国土交通省、財務省
見直し項目	業務運営体制の整備		
<p style="text-align: center;">運営の効率化及び自律化 の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p><b>1. 内部統制のあり方</b> 「業務の有効性及び効率性」、「コンプライアンス」に関して、以下の点に重点的に取り組む。</p> <p><b>(1) モニタリングの強化</b> 定期的な内部モニタリングにより、業務運営体制におけるP D C Aサイクルの徹底を図り、組織として着実に改善がなされる仕組みを構築する。加えて、法令等遵守状況のモニタリング等を行うための仕組みを構築する。</p> <p><b>(2) リスク管理</b> 事務リスク軽減のため、保留事項等の増加、処理の長期化が発生していることを、組織内で速やかに把握できるようにアラーム機能を構築することを検討する。 審査・債権管理は、理事長を含めた審査委員会・債権管理委員会で全案件について審議する体制を維持しつつ、更なるリスク管理内容の充実・強化を図る。</p> <p><b>(3) 人事管理</b> 人事管理上は、金融に関する能力向上のための組織内トレーニング、適切な経営アドバイスに必要な資格取得の奨励等を継続する。また、外部研修への派遣や民間金融機関、債権回収会社等との人事交流の取組みを検討する。 さらに、能力・業績や法令等の遵守状況等を反映した人事評価・報酬体系への移行を図り、降給・降格も措置できる人事体系とすることを検討する。</p> <p><b>2. 設置目的を意識した組織運営</b> 中期計画においては、国が策定する基本方針や振興開発計画の内容を十分に反映し、融資条件の設定や一般の金融機関の資金供給の呼び水となるような適切な業務実施等、地域の政策金融を担う機関としての役割を果たすべく組織運営を行う。 人事管理面において、職員毎の目標設定にあたっては、奄美群島の振興開発との関係性が明確となるような側面を付与することを検討する。</p>		
上記措置を講ずる理由	奄美群島振興開発基金のあり方に関するワーキンググループにおける検討において、業務のあり方と併せて、組織運営のあり方についても議論がなされたところ。奄美群島の振興開発という組織の目的を念頭に置きつつ、かつ、		

	<p>小規模な組織で、これまで以上にコンプライアンスを改善させることやリスク管理の強化を図ることの必要性について議論され、人材育成を含め、理事長のリーダーシップをもとに、各種ガバナンスを浸透させる取組みを徹底することとされた。</p>
--	---

法人名	独立行政法人 奄美群島振興開発基金	府省名	国土交通省、財務省
見直し項目	随意契約の見直し		
<p style="text-align: center;"><b>運営の効率化及び自律化 の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p>	<p>「随意契約等見直し計画」(平成 22 年 6 月奄美基金作成)に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化に努めることとしている。</p> <p>【平成 22 年度】  (金額ベース) 一般競争等 5,880 千円 (60.3%)、競争性のない随意契約 3,879 千円 (39.7%)  (件数ベース) 一般競争等 1 件 (20.0%)、競争性のない随意契約 4 件 (80.0%)</p> <p>【平成 23 年度】  (金額ベース) 一般競争等 9,713 千円 (71.5%)、競争性のない随意契約 3,867 千円 (28.5%)  (件数ベース) 一般競争等 2 件 (33.3%)、競争性のない随意契約 4 件 (66.7%)</p> <p>【平成 24 年度】  (金額ベース) 一般競争等 4,975 千円 (56.9%)、競争性のない随意契約 3,762 千円 (43.1%)  (件数ベース) 一般競争等 1 件 (20.0%)、競争性のない随意契約 4 件 (80.0%)</p>		
<p style="text-align: center;"><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、平成 22 年 6 月に、奄美基金として、①随意契約の見直し、②一者応札・一者応募の見直し、③定期的な契約の点検の実施、④一般競争入札の導入の検討、を主な内容とする「随意契約等見直し計画」の作成・公表を行っている。</p> <p>なお、契約の透明性を確保する観点から、契約に関する情報については、奄美基金ホームページにおいて公表を行っている。</p>		

法人名	独立行政法人 奄美群島振興開発基金		府省名	国土交通省、財務省		
見直し項目	給与水準の適正化		保有資産の見直し		自己収入の増大	官民競争入札等の導入
<p style="text-align: center;"><b>運営の効率化及び自律化 の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p>	<p>国家公務員に準じた適正な給与水準となるように取り組み、その検証結果や適正化への取り組み状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p> <p>国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく、国家公務員の給与の見直しに関連した措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：24 年 4 月～26 年 3 月</li> <li>・俸給表関係の措置の内容：職務の級に応じて、国家公務員に準じた率（俸給月額削減率 4.77%～9.77%）で、本来の支給額からの減額。</li> </ul> <p>国家公務員の給与見直しに準拠して、平成 24 年 4 月に俸給月額を職員は平均 0.23%、役員は平均 0.5%引き下げた（23 年 4 月分から 24 年 3 月分については平成 24 年 6 月の期末手当で調整）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸手当関係の措置の内容：職務の級や手当の内容に応じて、国家公務員に準拠した率（俸給月額削減率 4.77%～9.77%）で、本来の支給額からの減額を実施した。</li> </ul>		<p>奄美基金の保有資産は政策金融業務の実施に必要な不可欠かつ最小限のものであるが、引き続き、定期的な見直しを行うこととしている。</p>		<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>

<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<p>奄美基金の対国家公務員ラスパイレス指数は平成 24 年度で 96.2 となっており、国家公務員よりも低い水準となっている。</p> <p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においてチェックを行っているところであるが、業務の合理化及び効率的な業務の実施を図り、引き続き適正な給与水準にする。</p>	<p>奄美基金が保有する資産は、本部事務所に係る土地及び建物等であり、政策金融業務を行う上で必要不可欠かつ必要最小限のものである。</p> <p>また、金融資産（保証及び融資債権を除く。）についても、業務に要する経営基盤として必要な資産であることから不要資産は保有していないが、今後新たに資産を取得した場合にあっても、定期的な見直しを行うこととしている。</p>		
---	--	---	--	--

## ○ 横断的な政策課題

政策目標 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

施策目標 離島等の振興を図る

①離島の振興

②奄美群島の振興

③小笠原の振興

(参考)

奄美群島振興開発特別措置法

奄美群島振興開発基本方針

奄美群島振興開発計画

### 国の財政上の特別措置

#### 奄美群島振興開発予算について (昭和49年3月29日閣議了解)

奄美群島振興開発計画に基づく事業に要する経費のうち公共事業関係費については、事業の総合性を確保するため、昭和49年度からその予算を国土総合開発庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては、各省所管に移し替えるよう措置するものとする。

〔一括計上、移替執行〕

### その他の支援措置

所得税・法人税の割増償却制度

地方税の課税免除又は不均一課税

各種事業の実施（ハブ対策、各種調査等）

独立行政法人  
奄美群島振興開発基金  
による金融面からの支援

# 「財務省の使命」と「政策の目標」の概念図

## 財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

## 政策の目標

通貨に対する信頼を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること

### 財政 (●総合目標1)

我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとともに財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む【B】

### 税制 (●総合目標2)

我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む【A】

### 財務管理 (●総合目標3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む【A】

### 通貨・金融システム (●総合目標4)

金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組む高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する【A】

### 世界経済 (●総合目標5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する【A】

### 財政・経済運営 (●総合目標6)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う【B】

政策の基本目標 (●総合目標)

各政策分野の目標 (●政策目標)

組織運営の方針

### 健全な財政の確保 (政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進【B】
- 1-2 必要な歳入の確保【B】
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保【A】
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示【C】
- 1-5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行【A】
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営【B】

### 適正かつ公平な課税の実現 (政策目標2)

- 2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築【A】
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

### 国の資産・負債の適正な管理 (政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制【A】
- 3-2 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びデイスクロージャーの徹底【A】
- 3-3 国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実【B】
- 3-4 庁舎及び宿舍の最適化の推進【A】
- 3-5 国庫金の正確で効率的な管理【A】

### 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標4)

- 4-1 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止【A】
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理【A】

### 貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等【A】
- 5-2 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進【A】
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上【A】

### 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保【A】
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進【A】
- 6-3 アジア経済戦略の推進(新成長戦略)【A】

### 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保【A】
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営【A】
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理【A】
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保【A】
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保【A】

### 高度な専門性に裏打ちされた、効率的・効率的かつ透明性の高い行政運営の実施及びそのための組織の構築

- 1 政策立案・調整・実施機能の発揮【B】
- 2 高い能力と見識を有する人材の育成・確保【B】
- 3 国民・市場に対する的確な情報の発信・開示と意見の集約【B】
- 4 電子政府実現に向けた行政の情報化の推進【B】
- 5 政策評価の着実な実施、業務運営の在り方や所管する法人の見直し等による効率的・効率的な行政運営【A】

注1：【】は「政策の目標」の達成度（「S 達成した。」「A 達成に向けて相当の進展があった。」「B 達成に向けて進展があった。」「C 達成に向けて一部の進展にとどまった。」「D 達成に向けて進展がなかった。」）を示す。  
 注2：政策目標2-2～2-4は、国税庁の実績の評価（平成24年7月から平成25年6月）において、財務省設置法上の国税庁の任務ともなっている大括りな目指すべき目標としての実績目標（大目標）。  
 注3：●マークを付した「政策の目標」は重点的に進めるものを示す。



V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況（平成 25 年 8 月現在）

整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
	奄美群島振興開発基金 (18)	<p>○融資・債務保証を他の金融機関等に対応できないメニュー・案件に特化</p> <p>○他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め、業務内容の抜本的な見直しについて検討を実施</p>	①	<p>以下のとおり融資メニュー等の改正や保証限度額の見直し等を実施。</p> <p>（融資業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金を廃止。</li> <li>○ 観光関連産業振興資金の貸付期間の延長（10年→15年）及び融資限度額の引き上げ（48百万円→70百万円）。</li> <li>○ 地域資源等振興資金に大島紬業等特産品振興資金の貸付対象事業である、大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島紬業等特産品振興資金を廃止。</li> <li>○ 短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業に限定。</li> <li>○ 地域活性化・雇用促進資金（貸付期間：15年、融資限度額：70百万円）の創設。</li> </ul> <p>（債務保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 責任共有制度等による保証のカバー率の引き下げ。</li> <li>○ 一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額の引き下げ（4億円→2.3億円）。</li> </ul> <p>① 奄美群島振興開発審議会において、平成 21 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方について、鹿児島県の総合調査等を踏まえて審議が行われ、平成 20 年 6 月 25 日に意見具申が行われたところであり、奄美群島振興開発特別措置法の改正・延長に向けた検討とともに、抜本的な見直しについて検討を行った。同審議会の意見具申では、平成 21 年度以降の奄美群島の振</p>

			<p>興開発については、農業、観光及び情報通信産業の振興や人材の育成による雇用機会の拡大が重要であること、奄美群島振興開発基金については、資金需要の発掘機能やコンサルタント的役割を強化して事業者の起業、事業転換、多角化等を支援すべき等の方向性が示された。</p> <p>なお、平成 24 年 11 月より、平成 26 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方について、鹿児島県の総合調査等を踏まえて、奄美群島振興開発審議会において調査審議が実施され、平成 25 年 7 月 8 日に意見具申が行われたところ。</p>
--	--	--	--

(注 1) 「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注 2) 措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

(注 3) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき設立されており、同法の期限は平成 25 年度末とされている。